

令和6年第2回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年3月22日（水） 開 会：14時40分 閉 会：16時25分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	片 山 研 治
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	山 本 次 雄
教 育 部 次 長	十 楽 さゆり
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	川 上 浩 史
人 権 教 育 課 長	上 野 和 子
学 校 教 育 課 長	原 田 剛
学 校 給 食 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	石 村 和 広
新南陽総合出張所次長	中 村 勝 也
熊毛総合出張所次長	家 永 敦 夫

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	三 浦 勢 司
教 育 政 策 課 主 査	松 村 美由紀

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第1号	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について
3	報告第2号	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
4	報告第3号	令和6年度周南市の教育事業概要について
5	議案第5号	周南市教育委員会事務局内部組織規則等の一部を改正する等の規則制定について
6	議案第6号	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和6年第2回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、「岡寺委員さんと吉本委員さん」にお願いいたします。

2	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について
3	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

続く、日程第2、報告第1号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」及び、日程第3、報告第2号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましては、関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受け、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

教育長

それでは、報告第1号、及び報告第2号を一括して審議いたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第1号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」及び、報告第2号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」併せてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2号の規定に基づき、報告するものです。

議案書2ページ、3ページをお願いします。

この補正予算は、国の令和5年度補正予算の成立に伴い、「学校施設環境改善交付金」に係る内定通知がありましたことから、令和6年度当初予算に計上しておりました、小学校改修事業及び中学校改修事業に係る経費の一部について、令和5年度予算に組み替えたものです。

歳出の「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の施設改修工事、3億2千164万6千円は、令和6年度の当初予算に計上しております工事の内、三丘小学校の外壁防水改修工事、徳山、富田西、湯野小学校のトイレ改修工事、戸田小学校の照明改修工事に要する経費を、令和5年度予算に組み替えたものです。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の施設改修工事、2億3千852万3千円も、同様に、令和6年度の当初予算に計上しております工事の内、周陽、福川中学校の外壁防水改修工事、富田中学校の照明改修工事に要する経費を、令和5年度予算に組み替えたものです。

また、これらの事業について、工期を確保するため、その全額を繰り越して使用できるように、議案書4ページのとおりに繰越明許費の追加補正をしたものです。

次に歳入予算です。戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

先ほどご説明いたしました歳出予算の計上に伴い、まず「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「小学校費補助金」8千890万1千円「中学校費補助金」7千505万円をそれぞれ増額しております。

次に、市債につきましては「市債」「教育債」「小学校債」2億3千220万円、「中学校債」1億6千310万円をそれぞれ増額しております。

これにより、5ページにお示しておりますとおり、借入れの限度額について、それぞれ同額を追加補正いたしました。

続いて、報告第2号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

歳出です。議案書8ページをお願いいたします。

「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の施設改修工事、3億2千164万6千円の減額は、先ほど報告1号で説明しましたとおり、令和6年度当初予算に計上していましたが小学校改修事業に要する経費の一部を、令和5年度予算に組み替えましたことから、当該経費について減額するものです。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の施設改修工事、2億3千852万3千円の減額は、同様に、令和6年度の当初予算に計上しておりました、中学校改修事業に要する経費の一部を、令和5年度予算に組み替えましたことから、当該経費について減額するものです。

これに伴い、歳入予算及び地方債につきましても、所要の財源補正を行っております。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。それでは今の2点につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

ではいいですか。この歳入、歳出、予算の取り方というのは、どういうタイムスケジュールなのでしょう。国とのやり取りが関係しているのでしょうか、せっくなので聞いてもいいですか。

教育政策課長

はい、基本的には例えば令和6年度に取り組みたい工事というものを、令和5年度の5月上旬ぐらいに予定として、県を通して国にお諮りをします。それを10月とかもっと後のタイミングで、令和6年度にその工事をしたいですという確定の申請をするのですが、その際の締め切りのタイミングというのは、国がいくつか設けているタイミングに従って行います。この度、令和5年度の補正予算が国で通りましたので、令和6年度にやろうとしていた事業を予算的には令和5年度予算を使って、令和6年度に実際の工事を行うということが可能になったということです。

それをすることによって、少し早く決定がいただけたとか、地方債というような借入が少し有利にできたりするというような、ある意味特典が付きましますので、このようなことを活用させていただくためにも、対象となる事業については、令和5年度の予算を使って令和6年度の事業をやりますと、乗り換えをさせていただいたということです。

片山委員

国の令和5年度予算ですね。

教育政策課長

国の令和5年度予算ですね。ですから、この度の補正については、市の令和5年度予算として計上して、令和6年度に繰り越すという手続きをして、当初に令和6年度に予算として挙げていたものはそこから落とすというような手続きを、報告1号2号の内容としてはさせていただいています。

岡寺委員

書いてあるこの限度額がそれに反映されるということですか。

教育長

起債の方ですね。

岡寺委員

ちょっと繰り上げて使えたので枠が広がった、令和6年度に使える額が増える、それは違いますか。

教育政策課長

地方債については、一つの工事をする時に補助金として国のお金を使う部分と、いわゆる市のお金と分けられるのですが、基本3分の1と決まっていますので、3分の2の部分をどう手当てをするかということで、市の一般財源を使うという方法もありますし、ここに起債をして、お金を借り入れて予算に充てるという方法もあります。その借り入れに当てていいよという額を定める限度額が今回の補正なのですが、ですから、その額そのものは事業費に対してどれだけというのが予算として決まっている感じです。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

だいたいの流れが分かりました。ありがとうございました。

教育長

そのほかいかがでしょう。

片山委員

今の6年度分が入ってくる、使うようになるということは、6年度の予算の額というのは全く削れてなくなるということですか。

教育政策課長

はい、そうですね。6年度予算当初予算から同じような額が落ちているということです。

松田委員

もう1つ、金額の動きはそれで、実績的には改修工事自体は令和5年度に終了になりますか。

教育政策課長

令和6年度に予定していた事業を予算的に組み替えただけですので、全て令和6年度中に実施することになります。

松田委員

もう確定しているという話ですね。だから令和6年度に予算もついて、令和6年度の改修事業として実行されるということですか。

教育部長

工事自体はそのまま令和6年度に予定どおりやることになります。予算だけ5年度に組み替え

ていますけれども、当然工事ができませんので、繰越明許という形で丸々全部6年度に繰り越すということになります。予算のテクニックということなのですから。国の5年度の補正予算ですから、国の予算に併せて市の方も予算を組み替えていく。この工事のスケジュールは変わりません。

松田委員

それが確認したかったのです。

教育長

よろしいですか。

ほかはいかがですか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号、及び報告第2号を承認いたします。

4	令和6年度周南市の教育事業概要について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第4、報告第3号「令和6年度周南市の教育事業概要について」を議題とします。

この件につきまして、まずは教育政策課から全体的な説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは報告第3号「令和6年度周南市の教育事業概要について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1号の規定によるものです。

この規定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務」は定例会の会議に報告しなければならないと定めています。

教育委員会では、「第2期教育大綱」の取組の方向性を踏まえた教育行政を推進していくために、毎年度「周南市の教育事業概要」を編さんし、当該年度における教育委員会各所管の重点事業やその具体的内容をお知らせし、共有することで、PDCAサイクルに沿った取組を推進し、さらには事業改善につなげて行くこととしております。

それでは、別冊の「令和6年度周南市の教育事業概要」をご覧ください。

1ページの「はじめに」では本事業概要の趣旨を、2ページでは教育大綱の基本理念を、さらに3ページでは教育大綱における「5つの基本方針」と、それらを具現化するための「17の推進方向」をお示ししております。

4ページから32ページには、教育委員会が取り組む令和6年度の施策実現に向けた重点事業内容等を掲載しており、後程担当課ごとに概略説明をさせていただきます。

33ページから39ページをお願いします。教育費予算の状況を掲載しています。

これまで、「教育費予算の内訳」として、34ページから36ページまでの資料をお示していましたが、新たに、37ページから39ページにかけて、「教育委員会事務局所管分予算の内

訳」を掲載しました。

「教育費予算の内訳」は、市が作成する予算書において、「教育費」として計上される予算の全てを掲載していますが、「教育委員会事務局所管分予算の内訳」は、教育費のうち市長部局で執行される予算を除き、教育費以外の予算の内、教育委員会事務局で所管する予算を併せて掲載したもので、令和6年度の教育委員会事務局の事務事業の全てを表すものとなっています。

40ページには、令和6年4月1日現在の周南市教育委員会事務局機構図を掲載しています。

今年度からの大きな変化としては、市長部局に新たに「文化スポーツ観光部」ができ、文化振興課に文化財担当を置いたこと、こども局がこども未来部となり、幼稚園の事務を補助執行する「こども支援課」が「こども保育課」に名称を変更したこと、学校教育課の「ICT教育推進室」が「学校情報化推進室」に名称を変更したことがございます。

それでは、4ページにお戻りください。

「事業推進にあたっての考え方」ですが、教育委員会が果たすべき役割として、大綱に掲げた理念の実現を目指しながら、「本市の未来を担う人材を育成すること」を教育行政を進めるにあたっての心がけとし、学校教育や社会教育におけるハード、ソフトの両面の充実をめざす各事業の着実な実施に向けて、関係部局と連携しながら教育委員会全体で取り組むことを述べています。

その具体的な取組について、これから、担当課ごとに概略説明をいたします。

教育長

ありがとうございました。それでは、令和6年度の教育委員会所管の重点事業について、各課からをお願いいたします。

続けて教育政策課をお願いいたします。

教育政策課長

まず、教育政策課が所管する重点事業については、4ページから7ページになります。

教育大綱の基本方針である「信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」に基づき、「望ましい教育環境の整備・充実」の具現化に向けて、7つの重点事業をお示ししております。

「小学校改修事業・中学校改修事業」では、児童・生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、学校等長寿命化計画に基づいた改修事業を進めてまいります。令和6年度は、小学校3校、中学校2校の外壁・防水改修や、戸田小学校、富田中学校の照明改修、これまでも計画的に進めているトイレ改修を小学校3校において実施するとともに、学校遊具の計画的な改修や福川小学校屋内運動場の屋根改修や桜田中学校の防球ネット改修などを行ってまいります。

また、新たに「小学校特別教室空調設備等整備事業・中学校特別教室空調設備等整備事業」を設け、小中学校の特別教室や管理教室への空調設備整備と学校全体の照明LED化に向けた導入可能性調査を実施します。

6ページをお願いいたします。「奨学金貸付等基金事業」は、経済的理由により修学が困難な学生・生徒を支援するため一般奨学金の貸付けに加え、定住促進奨学金や給付型の就学支援奨学金により、個々の奨学生の状況に応じた貸付を行ってまいります。

小学校教職員経費、小中学校再編整備推進事業につきましては、引き続き、小規模校の現状を踏まえた教育の充実を図るとともに、休校施設の適切な管理について取り組んでまいります。

以上で教育政策課の説明を終わります。

教育長

次に、生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課が所管する重点事業について、ご説明します。

事業概要の 8 ページから 17 ページをご覧ください。

8 ページをご覧ください。

生涯学習課では、令和 6 年度の「基本方針」を 4 点掲げ、教育大綱の基本方針③「コミュニティ・スクールの充実」に基づく、推進方向 6「地域学校協働活動の充実」3 事業、推進方向 7「青少年の健全育成」3 事業、基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」に基づく、推進方向 11「生涯学習活動の推進」3 事業、計 9 事業を重点事業としております。

まず「地域学校協働活動の充実」3 事業について、8 ページから 12 ページをご覧ください。

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」では、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援するため、コミュニティ・スクールを核とした「やまぐち型地域連携教育」を推進し、地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」に取り組みます。

関連する事業である「児童クラブ事業」では、12 ページになりますが、安定した児童クラブの運営に加え、放課後子供教室との一体的な実施、今後は「校内交流型」という表現となりますが、さらなる連携に取り組んでまいります。「児童クラブ整備事業」では、令和 5 年度に実施できなかった東福祉館の耐震改修工事などに取り組みます。

「青少年の健全育成」3 事業について、13 ページをご覧ください。

「青少年育成センター運営事業」では、街頭補導など有害環境の除去により、また「大田原自然の家管理運営事業」では、多彩な体験プログラムの提供により、それぞれ青少年の健全育成に取り組めます。また新たに「（仮称）大田原自然の家移転整備事業」を設け、大田原自然の家を中須中学校へ移転する計画に沿って、改修設計に着手いたします。

「生涯学習活動の推進」3 事業でございます、14 ページから 16 ページをご覧ください。

「生涯学習推進事業」と「学び・交流プラザ管理運営事業」では、市民センターや、学び・交流プラザにおいて、市民に対する学習機会の提供とその充実を図るとともに、学習成果を生かす機会の提供に取り組んでまいります。

「学び・交流プラザ改修事業」では、施設機能の向上を図るため、交流アリーナに空調設備の整備工事に取り組みます。

なお、基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」の推進方向 14「文化財の保護と活用」につきましては、令和 6 年度から、文化財に関する事務を市長部局に移管することから、16 ページに移管する予算事業を一覧としてお示ししています。

鶴保護対策事業や民俗資料展示施設管理運営事業など、市長部局において、文化振興課文化財担当の業務として、引き続き取り組んでまいります。

最後に、基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」の推進方向 17「まちづくりを担うひとづくり」について、17 ページをご覧ください。

子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する活動の推進には、地域で活躍する人材が欠かせないと考えております。当課が取り組む、市民に対する学習機会や、学習成果を生かす活動機会の紹介・提供を背景とした地域人材の発掘や育成、ネットワーク化の推進について再掲しております。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

次に、人権教育課からお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課が所管する重点事業についてご説明いたします。

事業概要の18ページをお願いいたします。

はじめに、基本方針として、「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を基本とし、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、学校、地域社会、企業・職場における人権教育を推進いたします。

続いて、教育大綱に基づく対象施策と重点事業として。教育大綱の基本方針「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」、推進方向「人権教育の推進」に基づき、5つの重点事業を挙げております。

まず、「地域人権教育推進事業」でございます。

地域における人権教育の推進を図るため、人権教育推進協議会を中心とした推進体制のもと、市内10のブロックにおいて、各地域の特性に応じて実施される人権講演会等自主的な学習活動の支援、ニーズに沿った出前講座などを行います。

また、多くの方に人権に関心を持っていただくきっかけづくりとして、人権オープンシアターを開催します。

次に19ページの「人権教育講座運営事業」でございます。

市民の人権意識の向上を図るため、各地域の市民センター等で、山口県人権推進指針に定める16の人権課題を基本とした、ハートフル人権セミナーを開催いたします。

令和6年度は実施計画のとおり、16回の開催を予定しています。そのうち6月13日は須々万中学校、6月20日は鹿野小学校・鹿野中学校を会場に、児童・生徒と地域の方が一緒に「インターネット」や「多文化共生」について学ぶこととしております。

また、令和2年度から市ホームページで、Y o u T u b eを活用したオリジナル動画「おうちで学ぶ人権講座」3本を配信しています。

次に20ページをお願いいたします。

「人権教育指導者研修事業」でございます。

民生委員・児童委員をはじめ、地域社会におけるリーダー的役割を担う方を対象とした、人権ステップアップセミナーを開催いたします。

令和6年度は、市内にあるリサイクルプラザペガサスや回天記念館の施設見学や職員による講話等を通して、「環境問題」と人権、「戦争と平和」と人権について、学び、考える講座を予定しています。

次に「学校人権教育研修事業」でございます。

幼稚園、小学校、中学校が主体的に開催される人権講演会への支援や、校内研修等への出前講座を行います。

また、幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校の教職員等を対象とする学校・園人権教育研修会を毎年夏休みに開催しています。コロナ禍をきっかけに、オンラインで開催しており、令和6年度もオンライン開催とする予定です。

最後に21ページの「企業職場人権教育推進事業」でございます。

周南市企業職場人権教育連絡協議会を中心に、企業職場における人権教育の取組を支援いたします。

現在82の会員で構成される周南市企業職場人権教育連絡協議会は、役員会・総会、年3回の研修会等を通し、会員間の交流・情報交換の場としても活用されています。

令和5年度第3回研修会は市の男女共同参画セミナーと兼ねて開催されました。

引き続き、会員の要望をふまえ、主体的な取組を支援するとともに、各企業職場からの要望に応じたDVDの貸出、出前講座を実施してまいります。

以上で人権教育課の説明を終わります。

教育長

次に、学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課から、重点施策について説明いたします。

22ページをお願いいたします。

教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い『生き抜く力』を育む周南の教育」の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「生き抜く力」を育む教育を着実に進めるために、学校への指導や支援並びに教育環境の整備・充実等に努めることを学校教育課の基本方針とし、教育大綱に基づき、道德教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成、「確かな学力」「健やかな体」の育成、23ページにまいりまして、コミュニティ・スクールの充実、信頼と期待に応える教育環境の充実・整備の4点を基本に、各施策を進めることとしております。

24ページをご覧ください。

まず、「学校・家庭支援専門家配置事業」でございます。児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーと、家庭環境に応じた支援を行うスクールソーシャルワーカーを本市が1名ずつを任用し、連携して諸課題の早期解決を図ってまいります。

また、県の制度を活用して配置する6名のスクールソーシャルワーカーと連携し、学校・家庭への支援の強化を図ってまいります。

次に、令和6年度の新規事業となる「民間施設活用実証研究事業」でございます。これは、小学校3校、中学校1校を対象に、民間施設のプールを活用し、専門スタッフの活用による水泳授業の充実等を検討するための実証研究でございます。老朽化によって、大規模な修繕や改修を必要とする学校プールは年々増加しておりますことから、今後は全ての学校プールの維持を前提とするのではなく、近隣の学校との共用化、周南緑地に建設中の新水泳場の活用、民間施設のプール活用等、様々な方向性を検討してまいります。

続いて、「部活動改革推進事業」でございます。これは、本市独自の取組を推進することから、これまでの「やまぐち部活動改革推進事業」から名称を変更いたしました。令和5年10月に策定いたしました「周南市地域クラブ活動に係る方針」に基づき、平日及び休日を併せた地域移行を進めるにあたり、関係諸機関や団体で構成する周南市文化・スポーツ活動推進協議会や専門部会を設置し、移行にかかる課題の整理や施策等の検討を行ってまいります。また、休日の部活動を指導する指導者を秋月中学校に配置し、地域移行に向けた様々な実践研究に取り組んでまいります。

25ページをご覧ください。「コミュニティ・スクール推進事業」でございます。保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力の促進を図るとともに、地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進め、コミュニティ・スクールのしくみを生かして「地域とともにある学校づくり」を一層推進してまいります。

続いて、「教育情報化推進事業」でございます。これは、これまで教育の情報化に対応した教育環境整備・維持を主とした「学校ICT環境推進事業」と、ICT機器等を活かしながら子どもたちの可能性を引き出す学びの実現に向けた取組を主とする「GIGAスクール構想推進事業」の2つを統合し、新たに「教育情報化推進事業」に集約いたしました。

児童生徒1人1台タブレット端末や学習総合支援システム、統合型校務支援システム等のICT環境整備や、それらの効果的な活用を推進するためのICT教育アドバイザーの配置等、伴走型支援の充実によって、学校における日常的なデジタル技術活用の加速を図ってまいります。

次に、「教員業務支援員配置事業」でございます。教員が子どもたちに接する時間を十分確保し、本来担うべき業務に専念できるよう、印刷業務や授業準備等の補助業務を行う支援員を、小中学校33校に33名配置し、豊かな学びを支える教育環境を更に充実させるよう取り組んでまいります。なお、配置にあたりましては、学校の状況によって、2校兼務や複数名の配置等を実施してまいります。

26ページをご覧ください。「英語教育推進事業」でございます。

英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上を図るため、小・中学校へ外国語指導助手を引き続き15名配置いたします。ネイティブとの会話や英語を使ったコミュニケーション活動に取り組むことを通じて、英語教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、「教育支援センター事業」でございます。教育指導員4名、補助員1名を配置し、学校や関係機関と情報共有を図りながら、不登校及びその傾向にある児童生徒を、適切に指導・支援することを通して、児童生徒の社会的自立や学校復帰をめざして取り組んでまいります。

27ページをご覧ください。「充実した学校生活サポート事業」でございます。

各校の特色ある地域活動等に対し支援を行うことにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かし、柔軟で創意ある教育活動を展開する中で、様々な体験を通して豊かな感性や創造力、感動する心を育て、「豊かな心」の育成などの「生き抜く力」を育みます。

また、本市の地域資源を積極的に活用した学習を通して、地域のよさを知り、郷土に誇りと愛着をもち、周南の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

28ページをご覧ください。「教職員研修推進事業」でございます。

小中学校教職員により構成される任意団体等の研修活動や協議活動への補助等を行い、教職員の資質向上に努め、教育の充実を図ります。また、キャリアステージに応じた教職員の研修を行うとともに、ICT教育や情報管理の充実に関する研究にも取り組んでまいります。

次に「学校図書館活用推進事業」でございます。

児童生徒の豊かな心や表現力、想像力などを育成するため、経験豊富な学校図書館司書12名、学校図書館指導員14名を各校に配置し、学校図書館を有効活用した読書活動の充実を図るとともに、学校図書館の機能の充実に取り組んでまいります。

29ページをご覧ください。「生活指導推進事業」でございます。

特別支援教育の視点に立ち、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、生活指導員や介助員を配置し、きめ細かな指導支援に努めてまいります。

また、令和6年度から医療的ケアを必要とする児童の就学に伴い、看護師を配置し、学校生活における支援の充実に努めてまいります。

最後に、「部活動指導員配置事業」でございます。

一人ひとりの生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技能を有する外部人材6名を部活動指導員として中学校3校に配置し、生徒の技術向上等、部活動指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導に係る負担軽減等、持続可能な部活動運営体制の構築及び教員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいります。

以上で、学校教育課の説明をおわります。

教育長

次に、学校給食課からお願いいたします。

学校給食課長

次に学校給食課所管の重点事業についてご説明いたします。

30ページをお願いします。基本方針は「徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童生徒の心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図る。」こととし、教育大綱の推進方向に沿ったものです。

令和6年度における学校給食課の重点事業は「学校給食管理運営事業」の1事業です。

この事業の目的は、徹底した衛生管理のもと、市内6か所の学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心安全でおいしい学校給食を提供していくものです。各学校給食センターでは、子どもたちの成長に必要な栄養価、カロリー等を考慮しながら、センターごとに特色のある献立づくりを努めており、地産地消にも積極的に取り組み、そのほかアレルギー対応（除去）食の提供も行っております。

令和6年度は、給食センターの円滑に運営するために必要な予算の確保をしたところでございますが、今後につきましても、必要に応じた予算措置を講じてまいりたいと考えております。

また、令和6年4月から学校給食費を一人一食あたりの単価で小学校が25円増額の275円に中学校を30円増額の320円に改定をいたしますが、これは子どもたちの成長に必要な量や栄養価を充足するために必要な改定でございます。

引き続き、子どもたちに安心・安全でおいしい給食の提供ができるようしっかりと取り組んでまいります。

以上で学校給食課の説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館について、ご説明いたします。

資料は31ページ、32ページです。

周南市立図書館は、それぞれの地域の「知の拠点」として、地域の読書活動・生涯学習活動の支援を行う中央、新南陽、福川、熊毛、鹿野の各図書館と、「知の広場」として、「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図ることも目的とする徳山駅前図書館の、6館で構成されています。この6館相互でしっかりと連携を図りながら、電子図書館などの様々な図書館サービスを組み合わせるなど、利用しやすく、満足度の高い図書館を目指すことで、読書環境の整備、市民の文化水準の向上を図ることとしております。

それでは重点事業についてご説明いたします。

まず、「図書館管理運営費」です。図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るために、市内6館の連携を深めつつ、円滑な図書館運営と利用しやすい図書館づくりに努めます。また、家庭での「うちどく」やの奨励や学校との連携を図ることで、子供の読書活動の推進を図ります。令和6年度におきまして、子供の読書活動を推進するために、家庭、地域、学校など社会全体が連携・協働して、子供の読書環境を整備する施策を、総合的かつ計画的に推進する「周南市子供読書活動推進計画」の第4次計画を策定することとしております。

次に、「図書館資料購入費」です。生涯学習時代の多くの利用者ニーズに応えられるよう、電子図書館と併せて、新鮮で広範囲にわたる図書館資料の収集、充実に努めてまいります。

次に、「電子図書館運営費」です。これは、図書館に来館することなく、WEB上で、電子書籍を閲覧・貸出できる電子図書館サービスを運用していくものです。令和5年12月より、学校連携事業の一環として、市内全小中学校の児童、生徒、教員に利用者IDを付与し、ご利用いただけるようにしました。令和6年度におきましては、引き続き、利用促進に向け、コンテンツの充実、特に、IDの付与により自由に利用できるようになった子供向けのコンテンツを充実させるとともに、市からの情報発信など、幅広い層に有効なサービスを提供してまいります。

次に、「移動図書館運営事業費」です。利用者サービスの地域間格差の是正・均等化を図るために、やまびこ号、やまびこ号ジュニアの2台体制で、移動図書館サービスを実施しております。令和6年度につきましては、都濃地区にステーションを1か所追加し、やまびこ号41ステーション、やまびこ号ジュニア2ステーションを巡回いたします。また、導入後13年を経過し、走行距離も10万キロを超えました、やまびこ号の車両の更新を行うこととしております。

次に、「図書館システム管理運営費」です。正確かつ迅速な資料管理や利用者管理、貸出、返却などの処理や利用者への情報提供を行う図書館システムを管理運営するものです。システムの更新を令和6年度に行うことに伴い、より効率的、かつ利用しやすいシステムを構築したいと考えております。

最後に、「中央図書館整備事業費」です。図書館施設を安心、安全、快適にご利用いただくために、令和6年度においては、老朽化した中央図書館の空調設備の改修工事を行います。

以上の事業を中心に、「読書が育むひとづくり・まちづくり」を推進してまいります。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。それではご質問があればと思いますが、まず全体的な説明と教育政策課の方から説明があった内容について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

すみません、質問ではないのですが、予算関係の内訳を書いていたことをありがたく思います。教育委員会部局での取組が非常によく分かると思います。

この教育委員会所管重点事業に掲げられていると説明があったものは、^{すべ}全てではないのですよね。教育委員会で扱っている事業の^{すべ}全てをここに掲げているわけではなくて、重点事業として掲げているということですね。ちょっと確認しました。昨年度は出てないのに今年出ているものとかもあるので。今年はこれに力を入れていかれるということですね。

教育長

その他全体の説明と、教育政策課の説明の方で、ご質問がありましたらお願いいたします。

吉本委員

6ページの奨学金についてのご説明があったと思うのですが、予算の内のどのぐらいの方が利用されているかということを教えていただきたいのですが。

教育政策課長

奨学生の実際の貸付に充てるお金については、奨学金貸付基金から直接にお貸しして、また償還分もそこに入りますので、この予算上には実は上がってこないというふうになります。それで、毎年10数名の新しい方が奨学生として採用されているというような状況です。

ここに挙げてあるのは、主に給付型の奨学金であります「就学支援奨学金」で一般奨学金に上乗せをして給付する部分を、一旦予算としてここに計上しているという状況になっています。

吉本委員

元々はその貸付基金の方から出てくるということですね。

教育長

よろしいですか。

吉本委員

はい。ありがとうございました。

教育長

そのほかいかがですか。

では、次に生涯学習課はいかがででしょうか。8ページ以降になります。

岡寺委員

きれいに纏めていただきありがとうございます。私はコミュニティ・スクールにも関わっていますので気になるのですが、この事業概要の内容に何かあるのではなくて、今どういう状況かを聞きたいのです。

山口県が日本で一番ということで、全校がコミュニティ・スクール化している訳ですが、今の課題を吸い上げられているのかなと疑問に思います。事業がちょっと形骸化していませんかということを聞きたいのですが。

学校教育課長

全県的な傾向がどうかということをはっきり申し上げるのは難しいのですが、コロナ禍にあって、活動が停滞していた状況は確かにあったかなと思っています。そういう意味では、学校運営協議会が形骸化しているようなところが若干あったかなというふうに思っています。

県としてもコミュニティ・スクールの加速化ということで、今方針として打ち出しております。その起爆剤となっているのはやはり子ども達の参画、そういったところかなと思っています。

周南市においても、全ての学校運営協議会で行われる事業に子どもたちが参加しておりますので、それが新しい取組へと繋がっているかなという感触は持っています。

岡寺委員

ありがとうございます。自分の所も含めてですけど、確かに最初盛り上がっていたけれども、コロナのせいで少しシュンとなっているところがあるので、盛り上げていただきたいなと思っています。

教育長

そのほか生涯学習課関係いかがですか。

松田委員

何点かよろしいですか。11ページの「家庭教育への支援」で、「学校等で取り組む家庭教育講座の開催支援」のところで、今回中学校が0校ですね。以前は1校とかあったような気がするのですが、何か理由がありますか。

生涯学習課長

各学校、幼・小・中に対して、開催にあたっての講師謝金の支援と、講師の紹介をしており、そういったサポートをいたしますとご案内を差し上げて、学校の方から開催するというお話がありました時に、その補助支援をするという形をしております。

個々の学校が、なぜ今年は講座を開催しないという形にされたのかということは把握しておりませんが、結果として今年度については0校という形になっております。

松田委員

家庭教育への支援ということでの講座開催ですよね。家庭教育の必要性、先ほどの総合教育会

議でも、保護者の考えとかいろいろある中で、講座だけではない支援ができないかと思います。いわゆる家庭教育の中で学校の取組として、特に中学生あたりは難しい問題を抱えたりしているのではないかと思うので、例えば相談をメインにした集会とか、何か工夫ができればいいかなと思いました。学校ではほかのこともされていらっしゃるかもしれませんが、家庭教育の名前が学校で出てこないことはちょっと寂しいと思ったので伺いました。

続けていいですか。家庭教育支援チームなのですが、これは未実施が目立ちますね。この辺り何が課題になるのですか。

生涯学習課長

以前は講座の方が割と多く、チーム立ち上げに当たっては、自らが講座の講師となるというよりも、外部の講師を呼ぶ形でしたが、今は各チームとも就学時検診の時のグループワークの中に入って、保護者の不安を聞きながらそれを解消していくという取組にちょっと力を入れております。

そうした中で先ほどの話ではないですけども、一旦ちょっとコロナで低調になった部分がありまして、今それを再指導している中で、まず今年度はグループワークに中心的に取り組んだというところが実態でございます。

松田委員

活動を重点化されているということですね。

生涯学習課長

はい

松田委員

分かりました。それとチーム名のところで以前は西部という言い方をしていて、桜田中学校とかが書いていないのですが、これは何かあるのですか。

生涯学習課長

以前は西部、それから中央部とか東部というような言い方で、家庭教師支援チームを編成しておりました。実態としては西部を富田中学校、福川中学校がその活動の大半ではあったのですが、県の取組の方向性の、中学校単位で家庭教師支援チームの活動を整えていこうという流れに沿いまして、たまたまそういう話が進み出した時に立ち上げたのが、菊川中学校区と周陽中学校区でございました。そして、東部というのが熊毛エリアでしたので、そのまま熊毛中学校区ということに名称を変えて、北部は鹿野の方で鹿野と須々万中で活動していたのですが、これもコロナで人数が減る中で鹿野中学校区に再編をしています。

そして、西部というのが、先ほど申し上げましたように、核となる人材の活動の実態から富田中学校区と福川中学校区ということに分かれて2つになったというような格好です。

今から中央部等についても人材を増やしていったら、なるべく1つの学校について何人かチーム員が増えてきたら、なるべく中学校区単位で取組ができるようにしていきたいとは考えています。

松田委員

良く分かりました。結成当初からいろいろ苦労されながら人材を集めて活動を広げてこられて、ここまで広がったという成果があるのですが、こうやって見ていくと、やはり校名でないところはこれから力入れる必要があるのかなと思いました。すみません。ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。

松田委員

まだあるのですが。

教育長

どうぞ。いいですよ。

松田委員

13ページの「青少年育成センター運営事業」、これもですね、実態として、青少年のトラブル件数が減になってきているということですよ。

生涯学習課長

はい。

松田委員

実態として、素晴らしいと思っているのですが。

生涯学習課長

青少年育成センターの街頭補導でありますとか、それから周南3市の広域校外補導など、そういった形の取組をしているものでございます。そうした中で、指導員さんの会議、それから3市の会議の中でも、今街頭補導などをしてもなかなか街頭にいない。いわゆる「つるむ」というよりも、ネット上でダイレクトにつながって、神出鬼没に集まってそこで問題行動等が起きているというような課題があるというのが、今議論になっています。

あわせてSNS上の取組で、よく新聞やマスコミ等でもありますけれども、なりすまし、その他の画像の送付であったり、そうしたものについてのトラブルがあるので、そのメディアリテラシーについて講習をすることで、少しでもそのあたりを減らしていこうとは思っているところで

す。

ただ、それが市の取組を具体的にその指標として数値で表れるところがなかなかないので、山口県警の資料を使わせていただいているというところでございます。

松田委員

読み取りが浅くてすみません。周南地域ということの取り扱いの中で、実態がやっぱり不安に思うところなので、ここは必要かなと思いました。

最後です。事業名の「（仮称）大田原自然の家移転整備事業」の事業内容なのですが、これ移転事業に伴う説明であるとするなら、「大田原自然の家での取組の継承と充実を図り」はよく分かるのですね。

その次の「青少年教育と人材育成に取り組めます」が、違和感を覚えたので、事業としては「継承と充実を図ります。」で終わるのかなと思います。

生涯学習課長

そうですね、意気込みの所で。

松田委員

これを通じての青少年教育と人材育成なのかなというのはちょっと書きすぎかなと思います。

生涯学習課長

失礼しました。

教育長

そのほか生涯学習課関係よろしいですか。

岡寺委員

先ほど、松田委員が、家庭教育支援チームの件を聞かれていたので、少し私も知りたいなと思ったので聞きますが、これは市民によって構成されたっていうのは、そもそもいつぐらいからで

すか。

生涯学習課長

19年度か21年度とかだったと思います。そのくらいの時に家庭教育、ちょっと正式名称を思い出せないのですが、協議会っていう形でスタートしています。それが途中から、この家庭教育支援チームという言い方になったのですが、その母体になるものがあるって、そこから現在の支援チームというものになって行きます。

岡寺委員

地域の活動をしていると、自分のところにたまたま無いからか、知らない組織があったりして、でもやっているのを見ると同じ人が関わっているということが結構あります。今、こうやって先ほどの支援チームの話を伺うと、ちゃんとマッチングしているのかと思います。立ち上げたはいいんだけど、これで解決に行っているのか、成果というのはあるのでしょうか。先ほど、なかなかできない現実があったりしますとかいう話も聞くと、やり方が違うのではないかなと思うのですが、どうですか。

生涯学習課長

そうですね。周南市の家庭教育支援チームについては、チーム員は一般の市民の方、それから例えば民生委員や、保育士など、そうした経験をお持ちの方が中心となっています。そうした中で取り組んでいる内容が、先ほどの新1年生の保護者さんの不安を解消する、寄り添っていくというところが、今の活動の中心ではあります。国・県のいう全体的な取り組みで言えば、それをさらに推し進めて、学校の不登校その他というようなところまでフォローをできるような支援チームも、制度と仕組みとしては求められているところですが、今、周南市の支援チームではなかなか中学生を対象にしたところまでは、会員さんとお話をする中でも、取り組みが進んではいないというのが現状ではあります。

どういった形で保護者というところから、さらに児童生徒のところまで深く掘り下げて寄り添っていけるかというところに対しては、チーム員として関わっていただける人材っていうものの専門性というのを高めていかないといけないと思いますので、それについては地道に声をかけながら進めていきたいとは思っております。

岡寺委員

当然、ニーズがあるから作られているという事ですよ。誰かいませんかと声がかかるわけですか。心配事を相談されてチームを作ろうという感じになっているわけですか、それともとりあえず作ってみたような感じですか。

松田委員

元々はどういう形で皆で家庭教育に関わろうかとして考えていたのです。保健師さんとかそういう専門家の方はそれなりの意義を持っていられるけれど、なかなか家庭教育には入りにくいではないですか。普通に子育てに困っていたり、そういう人たちにどう寄り添おうかということで、家庭教育相談チームというのができたのです。その相談する場所をどこにするかと言ったら、当面未就学児さんそういう方たちが、例えば幼稚園とか「ぞうさんの家」とか行かれるじゃないですか。そういうところに行って、困りごと聞いて、お答えをしてあげようと。だから、世間話の中から子育ての話や親の悩みを聞こうというところの活動をされていたのですよ。メンバーはそれぞれ、先ほど言われております、それぞれ専門性を持った人が市民の中の方々から集まってやられていた。

そうやっていくと、行事を主催するわけではなくて、行って相談するだけなので、なかなか成

果とかも出にくい。それが1つの場として就学児検診の時は、直接1年生に上がる子どもさんと親にも出会えるので、その講師が喋る時間にその人たちが入って、学校に上がるにあたってはこうよねとか、日頃どんな思いをしているのっていうのを、個別にたくさんの人が聞いてあげるという活動に特化されてきたっていうのが今の事情です。

家庭教育にどこで関わるかって非常に悩ましいところがあって、先ほどのように講座を開催してきてくださいっていうわけにもいかない。もっと寄り添いたいという意味はあるのですよ。だから、そこの活動が広がってきているけど、やっぱり皆さんそれぞれの仕事とか役目を持ってらっしゃって、地域のニーズをどう拾うかっていうのも難しさがあるっていうのはあるみたいです。

でも、こういう事をコミュニティ・スクールの中と連携を図ると広がりも違ってくるかなとは思います。すいません。出過ぎたことを。

生涯学習課長

いえいえ、ありがとうございます。

吉本委員

支援センターから波及したような感じなのですか。

松田委員

センターがあるわけではなくて。

吉本委員

子育て支援センターに、未就学児の方を連れのお母さんや保護者の方が行かれると思うのですが。

松田委員

そこと直接ではないのですね。支援センター付きではなくて、未就学児さんが月1回ぐらい集まりで呼び集めて、それぞれの園が催しをするのですよ。それで家庭にいる子どもさんを出してきて、家庭だけに引き込まれないで、一緒に集まってやろうねっていう活動される。そこに入って、お母さんに知り合いになって話を聞いてあげる、そんな活動されているということです。

吉本委員

各エリアで、今地域食堂というのがとても活発に行われていて、それは市民団体等がその地区で実施されていると思うのですが、運営されている皆さんが、サードプレイスということを目的にしています、ということをおっしゃっています。

そちらの方はすごく活動が盛んなイメージがあるのですが、片やこちらでは未実施だったりというところがあると、そのあたりがうまくもっと連携をしていくと、その実情に基づいたものになっていきそうな気がするのですが。

松田委員

活動の場が広がれば、場所だけでもいろいろ求めれば広がるという話ですかね。

生涯学習課長

そうですね。就学時健診の時は一番わかりやすいというか、セットアップしやすいっていう形で進んではいますが、チームによっては、参観日とか、地域の小学校を会場にしたフェスティバルとか、ああいう時に相談コーナーを設けて、子どもさんが回っている間に、親御さんにちょっとした悩み事でも何かアドバイスできることがあるかもしれませんというようなコーナーを設けたり等、そういった取り組みを地道にしているというところですよ。

そうした地域との繋がりの方場所っていうのは、今おっしゃるような形との連携っていうのが、当事者同士顔を知らないわけではないと思うので、そういった形で繋がって広がっていけばとは

思っております。

教育長

よろしいですか。生涯学習課関係。

吉本委員

元々自分の子どもたちも児童クラブに通っていたので、様子は分かるのですが、放課後子供教室とか、見に行くことができるのであれば、ぜひ見学をとかさせていただけたらいいなと思うのですが、そういった機会はありませんか。

生涯学習課長

保護者がということですか。

吉本委員

私です。今の家庭教育支援チームというのを、言葉や文字ではよく目にするのですが、イメージが沸かないところもありますので、ぜひそういった機会をいただけるのであれば見学したいのですが。

生涯学習課長

そうですね。以前社会教育委員会議の時に、社会教育委員さんを放課後子供教室の活動の時間、どうしても放課後なので時間帯が限定されてきますけれども、そうした中でご案内をして、やはり同じように場を見ていただくということにしましたので、機会を捕まえてそういった形もやってみたいと思います。

吉本委員

お願いします。

教育長

では、また調整をしていただいて。

生涯学習課長

はい。

教育長

生涯学習課ほかはよろしいですか。

はいそれでは人権教育課関係ありましたらお願いします

吉本委員

19ページの所ですね、オリジナル動画3本を市のホームページで配信していますということなのですが、だいたい視聴数というのはどのくらいなのでしょう。

人権教育課長

最初の「人権って何だろう」というのは、万単位で見ていただいているという実績があります。

吉本委員

なぜかという、先ほどからのお話で多様性ということで非常に大事だと思っているのですが、どうしてもその人権という言葉にまだまだ疎い部分がありまして、これを皆さんがもうちょっと理解していくと、また違っていくのではないかなと思います。

人権となると硬いイメージなので、広く皆さんが学ぶ機会があったりとか、人権セミナーもこれだけ行われているのに、私は一度も行ったことなくですね、もっと勉強しなきゃいけないなと思っているのですが、もうちょっと告知であったりとか、おそらく市広報に載っていると思うのですが、もう少し広くお知らせいただけるといいかなと思います。

教育長

では、その辺り工夫をしていただいて。

人権教育課長

ありがとうございます。おっしゃられたように、やはり人権というところで、すごく堅苦しいイメージや、関係があるのかなとか思われる方はたくさんいらっしゃると思います。

この動画でも、人権セミナーでも、誰にでも起こる身近なものなのですよ、そういうことをお伝えするのですが、やはりまずは来ていただかないと。来ていただいた方はみんな来てよかったと言っていたので、そこが私たちの課題だと思っております。いろんな団体さんの集まりではお知らせをさせていただいたり、ホームページや広報誌、デジタルサイネージ等も利用しているのですが、新しい周知方法とかも考えていけないかなと思っております。ありがとうございます。

教育長

はい、ほかはいかがですか。

松田委員

18ページの人権オープンシアター開催状況で、6年度の人数が減っていますよね。これは、何か意味があるのでしょうか。せっかく4年度50人、5年度172人まで行っているのに、どうなるのでしょうか。

人権教育課長

これは、令和5年度がとても増えたというのが、令和2年度から令和5年度まで徳山駅前図書館のインフォメーションスペースをお借りして開催していたのですが、この日がちょっと「鉄道の日」のイベントがあったということで、鉄道のイベントに来られた方に立ち寄っていただきました。これも1つのきっかけづくりとして良かったとは思っているのですが、ちょっと特別な事情で増えたということがありましたので、令和6年これからどういうふうに関係していくか、場所も含めて考えていきたいとは思っているのですが、少し抑えた目標にしたということでございます。

松田委員

でも逆に考えたら、そういう事業と関連させていくと、入り口の部分だけでも触れ合えてもらえるということですよ。

人権教育課長

そこも含めて、何かイベントとの中でやらせていただくということも、ちょっと今いろいろ探りは入れているところです。

松田委員

ぜひ工夫をお願いします。すごいですね。

人権教育課長

ありがとうございます。

教育長

ほかはいかがですか。

岡寺委員

人権セミナーは、縁があって何回か聞かせてはいただいたのですが、やはり前にもこの回で話したことあるのですが、平日で行きづらかったということで、なかなか参加者が増えない理由でもあると思うのです。

今、ちょうどイベントの話だったら同じようなことを思っていたのですが、何かと近しいとこ

ろでやるという、もちろん土日とかで、なるべくほかのものを開催している時に実施するとか、何かこうイベントの1つとしてやっていただけたら。1つか2つでもいいのです。ほとんど平日ですよ。声かけても働いている人は誰も来ないので。

子どもたちとかは、学校でしっかり聞かれて良いと思いますが、工夫していただけたらと思います。

教育長

ありがとうございます。その辺はまた検討いただけたらと思います。

人権教育課長

はい、ありがとうございます。

教育長

そのほか人権教育課いかがですか。

それでは学校教育課の方は、なにかございましたらお願いします。

松田委員

25ページです。コミュニティ・スクール事業の継続で、過去に学校運営協議会の各4万8千円の活動費と減額になっていますね。これは何か理由がありますか。昨年度は5万円だったと思うのですが。

学校教育課長

市の予算編成方針に基づくものですが、活動も充実してきたということもありますので、お金だけではなく、そういった現場の活動の方をやっていただきたいなと思っております。

松田委員

減額になるにはそれなりの兼ね合い、予算配分等いろいろあると思うのですが、やはり何に使われて、どういう活動に繋がっていくっていうことの視点から、私は別に減っているのが悪いのではなくて、見直しをかけるというのは大事だと思うのです。だから、そのあたりの理由がはっきり分かれば、まだ納得をいただけるかなというふうには思っています。

この活動費がどういうふうに使われているのかっていうところで、多分検討されたことだと思うので、それはそのように捉えつつ、やはりきちんと有効に活用していただけるようにしていただけたらと思います。

続けていいですか。28ページです。「教職員研修推進事業」は継続なのですが、これは学校や先生方にとっては大変有意義な補助だと思っています。それぞれの補助金が出されているのですが、この辺り算出基準になるのではないかなと思うのですが、単位のあたりどこで人数が決められているかっていうところで、令和3年か4年に教頭会活動費が半額になったのです。そういう見直しをかけられている分、やっぱりその理由をもうちょっと分かれば、過去のことなのですが、知った上でこれも有効活用をしていただきたいなというふうには思います。意見だけ申し上げておきますが、やはりこの算出基準について、正確に把握しておいていただきたいと思います。

教育長

過去の状況につきましても、学校教育課の方で状況確認をしていただければと思います。

そのほかよろしいですか。

吉本委員

新規事業として24ページの「部活動改革推進事業」と、25ページの所の「教育情報化推進事業」ということで、新規とはなっているものの、前事業からの引き継ぎで名称が変わったということで、新規として計上され、お示ししていただいていると思うのですが、前年度予算がそれ

ぞれ0円になっています。実は予算の内訳を見ますと、いずれも減額になっているのですね。ある程度立ち上げが終わったので名称が変わったということなのだと理解しているのですが、部活動改革に関しましても、教育情報化推進に関しましても、今からまだまだ大事だと思うので、なぜ減ってしまったのでしょうかといったところが非常に気になっているところです。

学校教育課長

部活動改革推進事業ですが、これまで「やまぐち部活動改革推進事業」として県の事業を受けてやっていたものですが、これについて大きく変わったところは推進協議会がございます。委員さんの報酬旅費がありますが、昨年に比べて今回回数を減らしています。これが1つ大きな理由です。推進協議会の回数を減らしたというのは、方針も策定しましたので、より実務的なところを協議する場として専門部会というのを開催していますが、そちらの回数は逆に増やしています。その関係で予算的には減っています。

それから新規というところと言うと、ポイントというところの2つ目の中点のところで、「中学校1校において、他校区の子どもたちを受け入れた活動や、子どもたちが主体的に考えるプログラムづくり等の実証研究に取り組みます。」というところで、予算的には額は少ないのですが、新規の取り組みです。これが方針で言いますと、周南コミュニティクラブと仮称で言っている部分ですが、子どもたちが自主的に企画運営していくような活動です。それを秋月中学校区で公立大学の学生さんを交えて、実証研究をやっていくというところがありますので、新規といえはこういった要素になってくるかなと思います。先ほどの予算減については、協議会の費用です。

それから教育情報化推進事業、こちらについては、ポイント一番下を書いてあるように、「学校ICT環境推進事業」と「GIGAスクール構想推進事業」を1つにまとめたものです。総額で見ると確かに減額になっています。こちらについては、様々な委託事業があるのですが、そちらの入札減、これが大きな理由になっています。

事業自体は内容的には大きく変わってはおりません。入札する前にいろいろの不確定要素がありましたので、かなりそういった要素も含めて予算化していたのですが、実際に模索する段階でそういった不確定要素が少なくなっていくって、入札減になったというのが大きな理由です。以上です。

吉本委員

ありがとうございました。

教育長

よろしいですか。

そのほか学校教育課関係ございますか。

松田委員

29ページです。「生活指導推進事業」の中で、説明の中で大変重要なことがあったことを思い出しました。看護師の配置という医療的ケア等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実ということで、全国でも取り込まれている医療的ケアの必要なお子さんへの対応をされているのだなということが分かりまして、十分なケアができるような配慮をされるのだらうなと思っています。

教育長

そのほかよろしいですか。

それでは、学校給食課30ページですけども、何かありましたらお願いします。

松田委員

事業名には出ていないのですが、給食費の徴収業務も随分軌道に乗ってきていますか。ご苦労をかけているのではないかなと思っていますが。

学校給食課長

そうですね、保護者の方となかなか普段接することがない我々が給食費の徴収の方をしております。口座振替率が95パーセントと割合高いので、学校側で徴収していただいた時よりは収納率自体はやはり落ちているのですけども、未納の方については、臨戸の回数も増やしながらご理解を求めて徴収させていただいております。

教育長

頑張ってくださいしております。

松田委員

ありがたいと思います。

教育長

ほか学校給食関係いかがですか。

岡寺委員

学校に任せた時より落ちているというのは、日頃出会わない人が来るから、払わないってことですか。どういうニュアンスで受け取ったらいいですか。

学校給食課長

これは全国的にどこの自治体も、市の教育委員会の方が集めるようになったら、かなり落ちるということがとても多いです。やはり子どもさんが持っていくとか、学校の方に収めるという意識と、市の方で引き去りをされるというのと、保護者の意識がちょっと違うのかなと思っています。

岡寺委員

ずっと払わない方がいらっしゃるということですか。

学校給食課長

ご自宅の方に訪問してお話をすると、割合お支払いいただけるケースが多いので、臨戸の回数も増やしているという状況です。

個別の家庭環境が、なかなか全て把握できないので、そのあたりは市の方で努力してまいりたいと思います。

吉本委員

口座を振替以外の、いわゆるそのキャッシュレスじゃないですけど。

岡寺委員

P a y P a y とか。

吉本委員

クレジットカードとか。

岡寺委員

そういうのはないのですか。

吉本委員

幅を広げるというのはないのですか。

学校給食課長

今、コンビニで払えたり、P a y P a y などのキャッシュレス決済にも対応しています。

吉本委員

窓口でもいろいろな支払いが増えるので。

学校給食課長

状況を見て、また増やしていければと思います。

吉本委員

安全面で考えると、小学生が現金を持って歩くより今の方が良いので、何かいい方法があれば。

教育長

工夫はしてもらっていますが、ということです。

岡寺委員

最終的にどうなるのですか。ずっと払えない、そうするとまとめた請求がひたすらその人に行くようになるのですか。

学校給食課長

今1つの方法として、同意をいただいて、給食費は児童手当からの特別徴収はできるようになっていますので、そういった方法も取り扱ったりさせていただいております。

松田委員

請求も何年かを続けてやられるのです。

学校給食課長

そうですね。

松田委員

卒業と同時に切れるのではなくて、これは規則で何年かはお願いするという事になっていますよね。

学校給食課長

そうですね。

松田委員

最初からその辺は懸念されたところなので、95パーセントも高いかなとも思いつつ、ご苦労はおかけすると思います。

教育長

なかなか、足を運ぶのも大変ですけども。ほか学校給食課よろしいですか。

最後に図書館関係いかがでしょうか。31ページ32ページですけども。

松田委員

32ページの「中央図書館整備事業」は、これは継続なのですか、当初予算額のところは前年度が0円になっているのですが。

中央図書館長

昨年度の予算で2年間の債務負担を組みまして、要は、5年度は契約をするという形で、5年度の実際の予算は計上しておりませんでしたけど、事業としてはあったという形でございます。

松田委員

納得しました。

教育長

ほかはよろしいでしょうか。

松田委員

もう1点いいですか。31ページで気になったので、「図書館管理運営費」の「個人館外貸出

延べ利用者数」が、ちょっと減になっていますね。何か理由はありますか。

中央図書館長

これは5年度につきましては、2月末の数字ですけど、若干ちょっとやっぱり伸びが少ないなという感覚はあります。やはりコロナで一度落ちたのですけども、4年度ある程度少し持ち直してきたのですが、今年はそれと同じか少し下がっているかなっていうのが実際のところはあるのかと思っています。

図書館のご利用自体も基本的には下がっているということがありますけれども、ご利用いただくような形の、いろんなことをしていきたいとは考えております。

松田委員

そうですね。いろいろなシステムや制度を作って、例えば電子図書とかね、いろんなことの活用が図られている中、実際の館外貸出の延べ人数が減ってくるのがちょっと寂しいかなと思いました。

教育長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは改めて全体を通して何かございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第3号を終わります。

5	周南市教育委員会事務局内部組織規則等の一部を改正する等の規則制定について
---	--------------------------------------

教育長

続きまして、日程第5、議案第5号「周南市教育委員会事務局内部組織規則等の一部を改正する等の規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案書11ページをお願いいたします。

議案第5号、周南市教育委員会事務局内部組織規則等の一部を改正する等の規則制定について、説明します。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関すること」は、教育委員会の権限とされておりますことからお諮りするものです。

令和6年度からの組織改編に伴い、教育委員会事務局においても、所管事務の移管等がありましたことから、必要な規則改正を行うものです。

第1条は、周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正です。

議案書22ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず規則別表第1の改正です。関係する条文は第6条の「事務局組織の設置に関すること」です。

1 点目は生涯学習課が所管していた文化財の保護に関する業務が市長部局の文化振興課へ移管することに伴い、規則別表第1から「文化財保護担当」を削除します。

2 点目は、学校教育課の「ICT教育推進室」の名称を「教育情報化推進室」に改めます。

3 点目として、「学び・交流プラザ」、「新南陽・熊毛・鹿野・栗屋・住吉・高尾の各学校給食センター」を、事務の実情から「室」として記載します。

次に、別表第2・別表第3の改正は、第13条関係の「事務分掌に関すること」です。

まず、別表第2についてです。

文化財保護に関する業務の移管に伴い、徳山港町庁舎の管理業務が市長部局となることから教育政策課の事務分掌の「(10)教育委員会事務局庁舎の維持管理に関すること」を削除します。

24ページからになります。

生涯学習課の、文化財保護担当および事務分掌中の文化財保護担当に係る部分である(2)と(11)から(13)までを削除するとともに、残る事務についても表記の見直しをしています。

併せて、先ほど述べました生涯学習課、学校教育課、学校給食課の室に係ることについて所要の改正をしております。

次に、29ページ、別表第3の改正は、事務局総合出張所の事務分掌から、文化財の保存及び活用事業の実施に関することを削除し、併せて一部表記の見直しを行うものです。

では、19ページにお戻りください。一番下の行になりますが第2条は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正です。

第2条第17号「市文化財を指定し、又は指定を解除すること。」を削り、以下の号を一つずつ繰り上げるものです。

続いて、第3条周南市教育委員会公印取扱規則の一部改正は、「地域振興部文化スポーツ課」から「文化スポーツ観光部スポーツ振興課」に代わることによる公印の変更と、「鶴いこいの里所長印」の廃止です。

続きまして、第4条「周南市鶴いこいの里条例施行規則等の廃止」でございますが、教育委員会規則である「周南市鶴いこいの里条例施行規則」、「周南市文化財審議会規則」「周南市文化財保護条例施行規則」、「周南市民俗資料展示施設条例施行規則」「山田家本屋保存条例施行規則」を廃止するものです。

これらの規則は、改めて周南市規則として制定され、文化振興課が所管することとなります。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件について、何か質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

いいですか。先ほど学び・交流プラザ、給食センター各所が室に変わるということで、ご説明がありますね。どういうふうになるのですか、実態が変わるのですか。

教育政策課長

特に現在の運用とかが変わるものではないのですけれども、今まで学び・交流プラザとそれから学校給食センター、それから中央図書館以外の図書館の各館の扱いに表記上差異がありましたので、この改正に併せて、表記を整えるという形の改正になります。

松田委員

改めて、特に学び・交流プラザが拠点であるということを改めて捉えたという感覚はあります。なぜそう思ったかということ、図書館の関係で言えば、福川のふれあいセンターは、これは市の方

ですね。そこに図書館があるということで運営に関してちょっと特別な配慮が要るということで、理解はしているのですよ。同じようになればいいなと思っている次第です。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

もう1点いいですか。20ページ公印の廃止の中で、今度は「スポーツ振興課専用周南市教育委員会教育長印」になるのですね。これはスポーツ振興課、文化の面も含むのですか。文化というのはどういう扱いになるのですか。

教育政策課長

各課専用で使う教育長印というのは、その課の使用頻度等に併せて用意をしたり、あるいは本課である教育政策課の方に教育長印を押しに来ていただいたりと、いろんな取り扱いをしているのですけれど、主には、今補助執行でお願いをしております、スポーツ開放にかかる許可であったりというようなものを、教育委員会の業務を補助執行するという形で文化スポーツ課が担っておりまして、その業務がスポーツ振興課の方にまいますので、新たに印鑑が必要になるということで作り変えるという形になります。

松田委員

分かりました。なので、スポーツ解放に関しての施設利用については、いわゆる部活動の移行とも併せて検討もされるようなので、またその辺りの仕組みが分かればと思います。

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

岡寺委員

すいません。スポーツ開放っていうのはどういうシステムですか。それに印鑑がいるというのは。

松田委員

放課後に小学校の体育館を使いたい場合は、スポーツ開放という申請書を出していただいて、校長、もしくは所属課が印を押して、返していくという。

岡寺委員

これは、そういうときに使うのですか。印鑑がいるのですね。デジタル印等は使用しないのですか。

教育部長

今現在、複写式の手書きで、申請されたら複写式で許可書を出すので、どうしても陰影を使えない状況です。今後、そういったICTやDX等でデジタル印等は可能になっていくのではと思いますが、今現在は複写式を使わさせていただいているという状況です。

岡寺委員

ありがとうございました。

吉本委員

ぜひシステム化していただけたらと思います。

岡寺委員

そうですね。ぜひ。

教育長

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第5号を決定いたします。

6	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------

教育長

続きまして、日程第6、議案第6号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書33ページをお願いします。

議案第6号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」 ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

令和6年度から、山口県の19自治体と山口大学教育学部付属の小・中学校で共同利用する山口県統合型校務支援システムの導入に伴い、「児童（生徒）出席簿」の様式が変更になるため、所要の改正を行うものです。

具体的には、第2条第6号中にあります「児童（生徒）出席簿」を「児童生徒出席簿」に改め、別記様式第6号を別に1枚ものでお配りしておりますが、表題の所にあります「児童生徒出席簿」に改めます。

なお、様式下段の授業日数欄につきましては、各学校の学級編成によって適宜変更することとしております。

以上で説明を終わります。

教育長

ご質問ございましたら、お願いいたします。

松田委員

様式の中で、今度改定されるところの欄が、出席停止から始まって、最後備考になっていますよね。この備考っていうのは何を書かれるのか。これまでは欠席理由とかもう少し詳しいものが出ていたと思うのですが。そういうものではないのですか。

教育長

いかがでしょうか。

学校教育課長

欠席理由等も含めます。

松田委員

含めますか。

学校教育課長

はい。

松田委員

県全体での書式ということですね。

教育長

そうです。

松田委員

なるべく、情報はありつつ、簡略になるといいなっていうのが思いでしたので、その辺りが工夫されていくといいかなと思います。

正直、出席簿の扱いについて、指導要録との関係で、記載内容は各県によって様々あるように現場の時はありましたので、それでどの程度のものをここに載せ、共通理解していくのかっていうあたりも、しっかり捉えておいていただいて、要はですね、教員の働き方改革の面と、それから、児童生徒の状態把握を、うまく充足できるようになったらいいなと思っています。

教育長

ありがとうございます。

岡寺委員

これは原寸ですか。

教育長

サイズは。

学校教育課長

基本デジタルなのでいかようにでもなります。

岡寺委員

デジタルということは、手書きではないということですか。

学校教育課長

はい

岡寺委員

山口県の仕組みはどのような感じのものなのですか。パソコンでどこに行っても使えるみたいな。そんな感じですか。

学校教育課長

はい。教師用のPCからすべてアクセスできます。

岡寺委員

サーバーに。

学校教育課長

サーバーにアクセスして、クラウドで管理します。

岡寺委員

入力その都度個人の入力画面が出て、そこに打ち込むみたいな感じですか。

学校教育課長

そうですね。

岡寺委員

別にエクセルに清書しているというわけではないですよね。

学校教育課長

ではないです。

岡寺委員

ありがとうございます。失礼しました。

学校教育課長

日々の記録がすべて反映されて出ています。

松田委員

議題は外れるかもしれませんが、最近本当に学校現場でデジタル化というのが、すごく情報推進室ですか、進められていて、もう至るところで瞬時にデータが入力できたりするような仕組みを作っておられるので、一度拝見したいなという思いもありました。

ただ学校現場の方ではそれを使うにあたってはやっぱり慣れということもあるので、その辺の難しさもあるという話も聞いていますが、私たちが追いついていくためにも、ちょっと体験も必要かなと思っています。

教育長

学校訪問の折にでもちょっと。

松田委員

そうですね。

岡寺委員

聞いてみたいと思います。

教育長

ほかにはよろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第6号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかに何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもって「令和6年第2回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

岡 寺 政 幸 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____